

(5) 策定委員会の役割について

大分市文化芸術振興プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の文化芸術振興に係る施策の基本的な方向性を示す大分市文化芸術振興プラン（以下「プラン」という。）の策定に関し広く市民の意見を聴くため、大分市文化芸術振興プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他プランの策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼又は任命の期間は、プランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部文化国際課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 5月 8日から施行する。